

おくやみハンドブック
（ご遺族の手続きガイド）

須賀川市



ご遺族さまへ

ご逝去を悼み心からお悔やみ申し上げます。

須賀川市では、亡くなられた方に関する市役所での手続きと市役所以外での主な手続きをまとめた「おくやみハンドブック」を作成いたしました。

ご不明な点がございましたら、担当窓口にお問い合わせください。

このハンドブックが、少しでもお役に立てることを願っております。

須賀川市

死亡日

7日以内

死亡届

5 ページ参照

死亡届の受理後、火葬許可証をお渡しします。
1～2週間程度経過すると、死亡された記載のある住民票や戸籍謄本などが取得できるようになります。

14日以内

児童扶養手当・ひとり親家庭医療の手続き

14 ～ 15 ページ参照

15日以内

児童手当・こども医療の手続き

14 ～ 16 ページ参照

3か月以内

相続の手続き

4か月以内

準確定申告

10か月以内

相続税申告

1年以内

遺留分侵害額請求

2年以内

葬祭費や高額医療費等支給申請・国民年金死亡一時金請求

7 ～ 11 ページ参照

5年以内

未支給年金請求・寡婦年金請求・遺族年金請求

9 ～ 11 ページ参照

memo

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed blue lines.

手続きチェックリスト

本おくやみハンドブックでご案内のページをご参照ください。

亡くなられた方について		チェック欄	参照ページ
死亡届 火葬許可	これから死亡届を提出するとき	☐	P.5
住民登録	印鑑登録をされていた方	☐	P.5
	住民基本台帳カードをお持ちだった方	☐	P.5
	マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちだった方	☐	P.5
健康保険	国民健康保険の被保険者だった方	☐	P.7
	後期高齢者医療の被保険者だった方	☐	P.8
公的年金等	国民年金被保険者または年金を受給されていた方	☐	P.9
	農業者年金加入者または年金を受給されていた方	☐	P.12
介護保険	介護保険証等をお持ちだった方	☐	P.13
	高額介護サービス費を受給されていた方	☐	P.13
子育て	児童手当を受給されていた方	☐	P.14
	児童扶養手当を受給されていた方	☐	P.14
	特別児童扶養手当を受給されていた方	☐	P.15
	ひとり親家庭医療費助成を受給されていた方	☐	P.15
	こども医療費受給資格者証をお持ちだった方	健康保険の被保険者が亡くなられた場合	☐ P.16
		対象児童が亡くなられた場合	☐ P.16

亡くなられた方について		チェック欄	参照ページ
税金	市税などを口座振替で納付されている方で口座名義人が亡くなられた場合	☐	P.17
	市・県民税、固定資産税、都市計画税が課税されていた方	☐	P.18
	原付バイク、小型特殊自動車を所有されていた方	☐	P.18
障がい	身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳をお持ちだった方	☐	P.19
	重度心身障がい者医療費受給者証をお持ちだった方	☐	P.19
	特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、 特定疾患患者福祉手当、重度心身障害児介護手当を受給されていた方	☐	P.20
	自立支援医療受給者証（精神通院医療）（更生医療）（育成医療）をお持ちだった方	☐	P.20
道路	・道路占用をしていた方 ・法定外公共物（水路など）を使用していた方	☐	P.20
山林・農地	山林を所有していた方	☐	P.21
	農地を所有していた方	☐	P.21
市営墓地	市営墓地を使用していた方 ・墓地公園 ・木之崎霊園 ・大山墓地	☐	P.22
住宅	市営住宅に入居していた方	☐	P.23
	空き家になる場合	☐	P.23
上下水道	上下水道を使用している家庭で使用名義人が亡くなられた場合	☐	P.24

死亡届・火葬許可・住民登録

死亡届、火葬許可・斎場利用許可申請の手続き

※火葬がお済みの場合は、すでにこの手続きは完了しています。

期 限

死亡の事実を知った日から7日以内

持ち物

死亡届書（医師の死亡診断書または死体検案書が添付されているもの）

受付窓口・問い合わせ先

●市役所 1 階 市民課

☎ 0 2 4 8 - 8 8 - 9 1 3 4

印鑑登録証、住民基本台帳カードの手続き

◇亡くなられた方がお持ちだった場合は、返納してください。

持ち物

印鑑登録証、住民基本台帳カード

問い合わせ先

●市役所 1 階 市民課

☎ 0 2 4 8 - 8 8 - 9 1 3 4

受付窓口

●市役所 1 階 市民課

●各市民サービスセンター

マイナンバーカード（個人番号カード）の手続き

◇法令上、返納する必要はありません。

亡くなられた方に関する今後の各種手続きにおいて、マイナンバー（個人番号）が必要になる場合がありますので、しばらくの間保管しておいて、手続き終了後にカードを破棄してください。

受付窓口・問い合わせ先

●市役所 1 階 市民課

☎ 0 2 4 8 - 8 8 - 9 1 3 4

戸籍証明書の広域交付

配偶者及び直系の親族が「写真付きの身分証明書」を提示すれば、須賀川市以外に本籍地がある方も須賀川市の窓口で戸籍（除籍）謄本を請求できるようになりました。詳しくは、市民課（0248-88-9134）にお問い合わせください。

亡くなられた方の戸籍証明書の請求

◇亡くなられた方の本籍地が須賀川市の場合は、下記のとおり請求してください。

請求できる方

- ①亡くなられた方と同じ戸籍に記載されている方
- ②配偶者
- ③直系の親族
(亡くなられた方の祖父母、父母、子、孫など)
※兄弟姉妹、伯(叔)父、伯(叔)母、甥、姪は該当しません。
- ④任意代理人
- ⑤法定代理人(親権者、成年後見人)
- ⑥正当な理由がある第三者

手数料

必要な戸籍証明書によって手数料が異なります。

受付窓口

- 市役所 1 階 市民課
- 各市民サービスセンター

問い合わせ先

- 市役所 1 階 市民課
- ☎ 0 2 4 8 - 8 8 - 9 1 3 4

持ち物

①の方が請求する場合

- ・請求者の本人確認書類(次のAまたはBのいずれか)

(A) 1 点で確認できるもの

マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、写真付き住民基本台帳カード、在留カードまたは特別永住者証明書、その他官公庁署発行のもの

(B) 2 点で確認できるもの(イ1点とロ1点またはイ2点)

イ: 健康保険証、年金手帳、医療受給者証などの官公庁署発行のもの

ロ: 診察券、請求者本人の預金通帳、学生証、社員証など

【②③の方が請求する場合】

- ・請求者の本人確認書類

【④の方が請求する場合】

- ・委任者が作成した委任状
- ・任意代理人の本人確認書類

【⑤の方が請求する場合】

- ・関係が証明できる書類など
- ・後見登記などの登記事項証明書または裁判所の謄本、またはその他代理権を証する書類の原本(作成後3か月以内のもの)

【⑥の方が請求する場合】

- ・詳しくは、市民課(☎ 0248-88-9134)にお問い合わせください。

国民健康保険の手続き

- ◇亡くなられた方が国民健康保険に加入していた場合は、保険証を返還してください。
- ◇喪主（葬祭執行者）の方は、葬祭費の申請ができます。
- ◇亡くなられた方が世帯主で、同じ世帯に国民健康保険の被保険者がいる場合は、被保険者の世帯主変更が必要です。

期 限

【保険証の返還、世帯主変更】

早めにお手続きをしてください。

【葬祭費の支給申請】

葬祭を行った日の翌日から2年以内

受付窓口

- 市役所 1 階 保険年金課 国保給付係
- 長沼・岩瀬市民サービスセンター

問い合わせ先

- 市役所 1 階 保険年金課 国保給付係
- ☎ 0 2 4 8 - 8 8 - 9 1 3 5

持ち物

- 亡くなられた方の国民健康保険証
- 限度額適用認定証、特定疾病療養受療証（お持ちの方のみ）
- 同じ世帯の方の国民健康保険証（世帯主変更の場合のみ）
- 喪主（葬祭執行者）であることが確認できるもの（会葬礼状、葬儀の日程表など）
- 喪主（葬祭執行者）の預金通帳
- 窓口にくる方の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など官公署発行で請求者本人の顔写真付きのもの 1 点または顔写真がないもの 2 点）
- マイナンバーの確認ができるもの（マイナンバーカード、通知カードなど）

memo

後期高齢者医療制度の手続き

- ◇亡くなられた方が後期高齢者医療制度に加入していた場合は、保険証を返還してください。
 - ◇喪主（葬祭執行者）の方は、葬祭費の申請ができます。
 - ◇葬祭費の申請の際に、あわせて「申立・誓約書」の届出をお願いします。
- ※届出によって、高額療養費などの給付があった場合に受け取ることができます。

期 限

【保険証の返還】

早めにお手続きをしてください。

【葬祭費の支給申請】

葬祭を行った日の翌日から2年以内

受付窓口

- 市役所 1 階 保険年金課 年金高齢者医療係
- 長沼・岩瀬市民サービスセンター

問い合わせ先

- 市役所 1 階 保険年金課 年金高齢者医療係
- ☎ 0 2 4 8 - 8 8 - 9 1 3 7

持ち物

- 亡くなられた方の後期高齢者医療被保険者証
- 限度額適用認定証、特定疾病療養受療証（お持ちの方のみ）
- 喪主（葬祭執行者）であることが確認できるもの（会葬礼状、葬儀の日程表など）
- 喪主（葬祭執行者）の預金通帳
- 窓口にくる方の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など官公署発行で請求者本人の顔写真付きのもの 1 点または顔写真がないもの 2 点
- 法定相続人（配偶者、子など）の預金通帳

公的年金関係の手続き①

◇未支給年金の請求

国民年金・厚生年金などの公的年金は、日本年金機構や各共済組合から後払いで支給される一方、受給権は死亡当月まで続くため、受給者が亡くなられたときには受けとれなかった支払月分が生じ、これを未支給年金といいます。

年金受給者が亡くなられた当時に生計同一であった一定の要件を満たすご遺族は、この未支給年金について、亡くなられた方に代わり、請求することができます。

※3親等以内で生計同一のご遺族に限ります。また、請求順位があります。

期 限

早めに受付窓口へお問い合わせください。
なお、亡くなられた方の基礎年金番号がわかるもの（年金証書など）をあらかじめお手元にご用意ください。

受付窓口

①市役所 1 階 保険年金課 年金高齢者医療係
☎ 0 2 4 8 - 8 8 - 9 1 3 7

②郡山年金事務所
☎ 0 2 4 - 9 3 2 - 3 4 3 4（代表）
☎ 0 5 7 0 - 0 5 - 4 8 9 0（予約受付専用）

※共済年金を受給されていた場合は、共済組合で手続きしていただく場合があります。

持ち物

受付窓口にお問い合わせください。

その他

亡くなられた方と請求者が別住所の場合、生計同一証明書（第三者による証明）が必要になります。

memo

公的年金関係の手続き②

◇遺族厚生年金の請求

厚生年金の受給者または被保険者であった方が、一定の要件（下記「その他」を参照）を満たして亡くなったときは、その方に生計維持されていた一定の要件を満たすご遺族の方が受けられます。

期 限

早めに受付窓口へお問い合わせください。
なお、亡になられた方の基礎年金番号がわかるもの（年金証書など）をあらかじめお手元にご用意ください。

受付窓口【事前予約制】

●郡山年金事務所
☎ 024-932-3434（代表）
☎ 0570-05-4890（予約受付専用）

持ち物

受付窓口にお問い合わせください。
なお、市役所1階保険年金課（☎ 0248-88-9137）でもご案内します。

その他

遺族厚生年金は、亡になられた方が次のいずれかに該当する場合に支給されます。

- ①被保険者期間中に亡になられたとき。
- ②被保険者期間中に初診日のある病気・けがで5年以内に亡になられたとき。
- ③1級・2級の障害厚生年金の受給権者が亡になられたとき。
- ④資格期間が25年以上ある老齢厚生年金の受給者、または老齢厚生年金の資格期間が25年以上ある人が亡になられたとき。

公的年金関係の手続き③

◇寡婦年金、死亡一時金、遺族基礎年金の請求

◆寡婦年金

国民年金の第1号被保険者（任意加入被保険者含む）として国民年金保険料を納めた期間（免除期間含む）が原則10年以上あり、かつ老齢基礎年金などを受けていない夫が亡くなられたとき、婚姻期間10年以上で夫に生計維持されていた一定の要件を満たす妻が60～65歳の間に受給できる年金です。

◆死亡一時金

国民年金の第1号被保険者（任意加入被保険者含む）として国民年金保険料を納めた月数が原則36月以上ある方が、老齢基礎年金を受けることなく亡くなられたとき、その方と生計を同じくしていた一定の要件を満たすご遺族（3親等以内で生計同一のご遺族に限ります。また、請求順位があります。）が受け取ることができる一時金です。寡婦年金が受けられるときは、どちらか一方の選択となります。

◆遺族基礎年金

国民年金の受給者・被保険者、または被保険者であった期間がある方で、一定の要件（下記「その他」を参照）を満たしている方が亡くなられたとき、その方によって生計維持されていた「18歳到達年度の末日までにある子（障がいのある子の場合は20歳未満）がいる配偶者」または「当該年齢にある子」が受給できる年金です。遺族基礎年金を受給できる場合、寡婦年金や死亡一時金は受給できません。

期 限

受付窓口にお問い合わせください。

受付窓口

①市役所1階 保険年金課 年金高齢者医療係

☎ 0248-88-9137

②郡山年金事務所

☎ 024-932-3434（代表）

☎ 0570-05-4890（予約受付専用）

持ち物

請求する年金・一時金の種類によって異なりますので、受付窓口にお問い合わせください。

その他

遺族基礎年金は、亡くなられた方が次のいずれかに該当する場合に支給されます。

①国民年金に加入中に亡くなられたとき。

②加入をやめた後で、60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいたこと。

③資格期間が25年以上ある老齢基礎年金を受けていたこと。

④老齢基礎年金の資格期間が25年以上あること。

※①②の方は、一定の保険料納付要件を満たしていなければなりません。

農業者年金の手続き

◇年金に加入していた方が亡くなられた場合

- ・死亡関係届出書の提出
- ・死亡一時金の請求※1

◇年金を受給していた方が亡くなられた場合

- ・死亡関係届出書の提出
- ・年金証書の返還
- ・未支給年金の請求※2
- ・死亡一時金の請求※1

※1・2を請求できる方は一定の条件が必要です。

期 限

早めにお手続きをしてください。

受付窓口・問い合わせ先

- 市役所 2 階 農業委員会事務局
- ☎ 0 2 4 8 - 8 8 - 9 1 6 5
- 最寄りの夢みなみ農業協同組合各支店

持ち物

- 亡くなられた方の年金証書
 - 加入者または受給者の死亡が確認できる書類（戸籍謄本など）
 - 未支給年金または死亡一時金請求者の預金通帳
 - 未支給年金または死亡一時金請求者の戸籍抄本
- ※詳しくは受付窓口にお問い合わせください。

介護保険

介護保険の手続き

◇亡くなられた方が65歳以上または要介護認定を受けていた場合は、介護保険被保険者証などの返還が必要です。

◇高額介護サービス費等を受給されていた場合は、振込先の変更手続きが必要です。

期 限

早めにお手続きをしてください。

受付窓口

- 市役所 1 階 長寿福祉課 介護保険係
- 長沼・岩瀬市民サービスセンター

問い合わせ先

- 市役所 1 階 長寿福祉課
- ☎ 0 2 4 8 - 8 8 - 8 1 1 7

持ち物

亡くなられた方の

- 介護保険被保険者証
- 介護保険負担割合証（お持ちの方のみ）
- 介護保険負担限度額認定証（お持ちの方のみ）

振込先変更手続き

個々の状況によって必要書類が異なりますので、詳しくは長寿福祉課（☎ 0 2 4 8 - 8 8 - 8 1 1 7）にお問い合わせください。

memo

子育て

児童手当の手続き

◇亡くなられた方が児童手当を受給されていた場合は、受給者変更の手続きが必要です。
また、未支払の児童手当がある場合は、未支払児童手当の請求手続きが必要です。

期 限

亡くなられた日の翌日から15日以内（受給できない月が発生しないための期限）

受付窓口

●市役所 1 階 こども課

問い合わせ先

●市役所 1 階 こども課
☎ 0 2 4 8 - 8 8 - 8 1 1 4

持ち物

【受給者変更手続き】

- 新たに請求者になる方の健康保険証
- 新たに請求者になる方の振込先口座がわかるもの
- 申請者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）

【未支払児童手当請求手続き】

- 養育者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）
- 対象児童の振込先口座がわかるもの（児童名義のものがない場合は、保護者名義のもの）

児童扶養手当の手続き

◇亡くなられた方が児童扶養手当を受給されていた場合は、手続きが必要です。
◇亡くなられた方が支給対象の児童であった場合は、手続きが必要です。

期 限

早めにお手続きをしてください。

受付窓口

●市役所 1 階 こども課

問い合わせ先

●市役所 1 階 こども課
☎ 0 2 4 8 - 8 8 - 8 1 1 4

持ち物

個々の状況によって手続きが異なりますので、詳しくはこども課（☎ 0 2 4 8 - 8 8 - 8 1 1 4）にお問い合わせください。

特別児童扶養手当の手続き

◇亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給されていた場合は、手続きが必要です。

◇亡くなられた方が支給対象の児童であった場合は、手続きが必要です。

期 限

早めにお手続きをしてください。

受付窓口

●市役所 1 階 社会福祉課

問い合わせ先

●市役所 1 階 社会福祉課

☎ 0 2 4 8 - 8 8 - 8 1 1 2

持ち物

個々の状況によって手続きが異なりますので、詳しくは、社会福祉課(☎ 0 2 4 8 - 8 8 - 8 1 1 2)にお問い合わせください。

ひとり親家庭医療費助成の手続き

◇亡くなられた方がひとり親家庭医療費助成を受給されていた場合は、資格者証の返還など手続きが必要です。

◇亡くなられた方が対象児童であった場合は、手続きが必要です。

期 限

早めにお手続きをしてください。

受付窓口

●市役所 1 階 こども課

問い合わせ先

●市役所 1 階 こども課

☎ 0 2 4 8 - 8 8 - 8 1 1 4

持ち物

ひとり親家庭医療費受給資格者証

こども医療費受給資格者証の手続き

◇亡くなられた方が被保険者であった場合は、被保険者、こどもの保険証、口座などの変更手続きが必要です。

◇亡くなられた方が対象児童であった場合は、資格者証返還の手続きが必要です。

期 限

早めにお手続きをしてください。

受付窓口

●市役所 1 階 こども課

問い合わせ先

●市役所 1 階 こども課

☎ 0 2 4 8 - 8 8 - 8 1 1 4

持ち物

- こども医療費受給資格者証
- 新たに被保険者になる方の振込先口座がわかるもの
(亡くなられた方が被保険者であった場合のみ)
- 新たに加えたこどもの健康保険証(亡くなられた方が被保険者であった場合のみ)

市税などの口座振替廃止・変更手続き

◇亡くなられた方の口座を市税などの口座振替に登録されていた場合は、廃止や変更手続きが必要です。

1. 亡くなられた方の口座振替を廃止して納付書での納付をされる方

- (1) 亡くなられた方の口座のある金融機関または市役所収納課の窓口で口座振替の廃止手続きを行ってください。
- (2) 後日、ご遺族の方等に納付書が送付されます。

2. 別口座に登録口座を変更される方

- (1) 亡くなられた方の口座のある金融機関または市役所収納課の窓口で口座振替の廃止手続きを行ってください。
- (2) 新たに登録したい口座のある金融機関または市役所収納課の窓口で口座振替の変更手続きを行ってください。

※令和4年4月からWeb口座振替申請受付が始まり、申請がインターネット上からでも可能になりました。

受付窓口

- 市役所 2 階 収納課
- 長沼・岩瀬市民サービスセンター

問い合わせ先

- 市役所 2 階 収納課
- ☎ 0 2 4 8 - 8 8 - 9 1 2 6
- 各金融機関の窓口

期 限

早めにお手続きをしてください。

持ち物

- 登録したい口座の預金通帳と口座届出印
- 納税通知書または口座振替不能通知書など
(お問い合わせ番号・整理番号がわかるもの)

市税の手続き

◇市・県民税、固定資産税、都市計画税が課税されていた方が亡くなられた場合は、相続人代表者届出書の提出が必要です。

納税義務者が亡くなられ相続が生じた場合には、その納税義務は相続人に承継されます。亡くなられた後に納付する税額がある場合には、相続人に納付していただくことになります。なお、相続人全員が相続放棄した場合には、その納税義務は承継されません。

期 限

亡くなられた日から2か月以内

持ち物

事前に電話でお問い合わせください。

受付窓口・問い合わせ先

●市役所2階 税務課

☎ 0248-88-9124 市民税係

☎ 0248-88-9125 固定資産税係

その他

土地・家屋の相続登記については、下記にお問い合わせください。

福島地方法務局郡山支局

〒963-8539 福島県郡山市希望が丘31-26

☎ 024-962-4500

原付バイク、小型特殊自動車の手続き

◇亡くなられた方が原付バイク（125cc以下）や小型特殊自動車（トラクターなど）を所有していた場合は、廃車や名義変更の手続きが必要です。

期 限

早めにお手続きをしてください。

持ち物

- ・ナンバープレート（市内の方へ名義変更する場合は不要）
- ・届出人の本人確認書類
- ・標識交付証明書

受付窓口・問い合わせ先

●市役所2階 税務課

☎ 0248-88-9124

障がい

各種障害者手帳の手続き

◇亡くなられた方が次のいずれかの手帳をお持ちだった場合は、手帳の返還などの手続きが必要です。

- 身体障害者手帳
- 精神障害者保健福祉手帳
- 療育手帳

期 限

早めにお手続きをしてください。

受付窓口

- 市役所 1 階 社会福祉課 障がい福祉係
- 長沼・岩瀬市民サービスセンター

問い合わせ先

- 市役所 1 階 社会福祉課
- ☎ 0 2 4 8 - 8 8 - 8 1 1 2

持ち物

- 該当する手帳
- 届出人の印章 (シャチハタ印は不可)

重度心身障がい者医療費助成の手続き

◇亡くなられた方が重度心身障がい者医療費受給者証をお持ちだった場合は、受給者証の返還などの手続きが必要です。

期 限

早めにお手続きをしてください。

受付窓口

- 市役所 1 階 社会福祉課 障がい福祉係
- 長沼・岩瀬市民サービスセンター

問い合わせ先

- 市役所 1 階 社会福祉課
- ☎ 0 2 4 8 - 8 8 - 8 1 1 2

持ち物

- 重度心身障がい者医療費受給者証
- 法定相続人 (配偶者、子、両親など) の預金通帳
- 届出人の身分証明書

その他

重度心身障がい者医療費助成金の申請書を提出され、これから支給される分がある場合、亡くなられた方の口座振込ができなくなるため、電話で法定相続人の方の振込先口座をお尋ねすることがあります。

特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、 特定疾患患者福祉手当、重度心身障害児介護手当の手続き

◇亡くなられた方が特別障害者手当などを受給されていた場合は、喪失手続きが必要です。

期 限

早めにお手続きをしてください。

持ち物

- 届出人(直系の同居親族)の預金通帳
- 届出人(直系の同居親族)の印章(シャチハタ印は不可)

受付窓口・問い合わせ先

- 市役所1階 社会福祉課 障がい福祉係
- ☎ 0248-88-8112

自立支援医療費(精神通院医療)(更生医療)(育成医療)の手続き

◇亡くなられた方が上記自立支援医療受給者証をお持ちだった場合は、受給者証の返還が必要です。

期 限

早めにお手続きをしてください。

持ち物

- 自立支援医療受給者証

受付窓口・問い合わせ先

- 市役所1階 社会福祉課 障がい福祉係
- ☎ 0248-88-8112

道路

道路、法定外公共物(水路など)の占用許可・使用許可

◇亡くなられた方が道路占用をしていたり、法定外公共物(水路など)を使用していた場合は、変更手続きが必要です。

期 限

早めにお手続きをしてください。

持ち物

受付窓口にお問い合わせください。

受付窓口・問い合わせ先

- 市役所2階 道路河川課 管理係
- ☎ 0248-88-9147

山林・農地

山林に関する手続き

◇亡くなられた方が山林を所有していた場合は、手続きが必要です。
森林の土地の所有者届出書を提出してください。

期 限

死亡した日から90日以内に届出が必要です。
なお、遺産分割協議が調わない場合は、法定相続人の共有物として届出を行うことになります。

持ち物

- 登記事項証明書（登記完了証でも可能です）
- 土地の位置がわかる地図（公図でなくても結構です）

受付窓口・問い合わせ先

●市役所 2階 農政課
☎ 0248-88-9140

農地に関する手続き

◇亡くなられた方が農地を所有していた場合は、手続きが必要です。
市役所での手続きは、法務局での相続手続きが済んでからになります。

期 限

相続登記完了後、早めにお手続きをしてください。

持ち物

- 登記完了証

受付窓口・問い合わせ先

●市役所 2階 農業委員会事務局
☎ 0248-88-9165

memo

市営墓地

市営墓地に関する手続き

〈市営墓地を使用している方〉

- ◇市営墓地の使用者が亡くなられ、権利を継承して埋葬しようとする場合は、手続きが必要です。
- ◇市営墓地の使用者の方が、このたび亡くなられた方を市営墓地に埋葬しようとする場合は、手続きが必要です。

〈市営墓地〉

- 墓地公園
- 木之崎霊園
- 大山墓地

期 限

納骨の日が決まりましたらお手続きをしてください。

受付窓口・問い合わせ先

- 市役所 2 階 環境課 環境衛生係
- ☎ 0 2 4 8 - 8 8 - 9 1 2 9

※個々の状況によって要件や手続きの内容が異なりますので、事前にお問い合わせください。

持ち物

【権利継承の手続き】

- 墓所使用許可書
- 現使用者（亡くなられた方）が亡くなられたことを確認できる書類（火葬許可証、戸籍の証明書など）
- 新たに使用者になろうとする方の住民票（本籍地が表示されているもの）

【市営墓地使用者の方が、亡くなった方を埋葬する場合】

- 墓所使用許可書
- 亡くなられた方の火葬許可証

市営住宅の手続き

◇市営住宅に入居されていた方が亡くなられた場合、次の手続きが必要となります。

【借主（名義人）が亡くなられた場合】

●同居人が引き続き入居する場合

承継届出が必要です。ただし、要件がありますので詳しくはお問い合わせください。

●単身世帯の場合

退去の手続きが必要です。

【同居人が亡くなられた場合】

異動届出が必要です。

期 限

早めにお手続きをしてください。

持ち物

個々の状況によって異なりますので、事前にお問い合わせください。

受付窓口・問い合わせ先

●市役所 2 階 建築住宅課

☎ 0 2 4 8 - 8 8 - 9 1 5 2

その他

県営住宅に入居していた方が亡くなられた場合の手続きについては、次の受付窓口にお問い合わせください。

●福島県県中地区県営住宅管理室

福島県郡山合同庁舎 北分庁舎 1 階

（福島県郡山市麓山 1-1-1）

☎ 0 2 4 - 9 3 5 - 1 5 1 8

空き家になる場合

◇老朽化が進む前に、建物の利活用・売却・解体などについてご検討ください。

問い合わせ先

【解体したい】●施工業者の紹介

（一社）福島県建設業協会 須賀川支部 ☎ 0 2 4 8 - 7 5 - 1 1 6 1

【売りたい・●空き家バンクへの登録

貸したい】 須賀川市空き家バンク イエソダテ

（株）テダソチマ ☎ 0 2 4 8 - 9 4 - 5 6 0 0

●不動産事業者の紹介

（公社）福島県宅地建物取引業協会 郡山支部 ☎ 0 2 4 - 9 3 3 - 5 3 2 3

（公社）全日本不動産協会 福島県本部 ☎ 0 2 4 - 9 3 9 - 7 7 1 5

【支援制度等の案内】●市役所 2 階 建築住宅課 ☎ 0 2 4 8 - 8 8 - 9 1 5 1

上下水道

上下水道の手続き

◇以下の方が亡くなられた場合は、手続きが必要です。

【水道の給水装置を所有または管理する名義人】

- ・権利の変更

【上下水道の使用名義人】

- ・使用名義人の変更
- ・引き落とし口座の変更

【公共下水道の使用人数の変更】

- ・井戸水を利用している場合の人数の変更

期 限

早めにお手続きをしてください。

持ち物

変更する預金通帳と口座届出印

※引き落とし口座を変更する場合のみ

受付窓口・問い合わせ先

市役所東側1階 水道お客さまセンター
(株) アクアテクノ須賀川

権利変更のお問い合わせ ☎ 0248-72-8168

料金関係のお問い合わせ ☎ 0248-63-7111

memo

市役所以外での主な手続き一覧 (参考)

項 目	主な手続き	該当	問い合わせ先など
公的年金 (国民年金、厚生年金など)	・未支給年金の請求 ・遺族厚生年金の請求など	☐	郡山年金事務所 〒963-8545 福島県郡山市桑野1丁目3番7号 ☎ 024-932-3434 (自動音声) 8:30~17:15
共済年金	給付手続き	☐	各共済組合
預貯金口座など	預貯金相続など	☐	各金融機関など
生命保険など	死亡保険金の請求、 入院給付金の請求など	☐	加入していた生命保険会社または代理店
損害保険など	名義変更、解約など	☐	加入していた生命保険会社または代理店
株式、債券など	名義変更など	☐	各証券会社や各金融機関など
普通自動車	自動車税に関する手続き	☐	福島県県中地方振興局県税部 〒963-8540 福島県郡山市麓山1丁目1番1号 郡山合同庁舎 ☎ 024-935-1261 8:30~17:15
	名義変更、廃車など	☐	東北運輸局 福島運輸支局 〒960-8165 福島県福島市吉倉吉田54番地 ☎ 050-5540-2015 (ヘルプデスク) 8:45~12:00 13:00~16:00
軽自動車	名義変更、廃車など	☐	軽自動車検査協会 福島事務所 〒960-8165 福島県福島市吉倉字谷地18番地1 ☎ 050-3816-1837 (コールセンター) 8:45~11:45 13:00~16:00
バイク (125cc超)	名義変更、廃車など	☐	東北運輸局 福島運輸支局 〒960-8165 福島県福島市吉倉吉田54番地 ☎ 050-5540-2015 (ヘルプデスク) 8:45~12:00 13:00~16:00
国税関係	・相続税に関すること ・所得税、消費税申告に関すること	☐	須賀川税務署 〒962-0844 福島県須賀川市東町135番地1 ☎ 0248-75-2194 (自動音声案内) 8:30~17:00
不動産登記関係	土地、家屋等所有者の移転 (相続) 登記に関すること	☐	福島県方法務局郡山支局 〒963-8539 福島県郡山市希望が丘31番26号 郡山第2法務総合庁舎 ☎ 024-962-4500 (自動音声案内) 8:30~17:15
遺言書	遺言書の検認、開封	☐	福島家庭裁判所郡山支部 〒963-8566 福島県郡山市麓山1丁目2番26号 ☎ 024-932-5656
相続放棄	相続放棄の申立て	☐	
遺産分割協議	遺産分割協議の申立て	☐	

項 目	主な手続き	該当	問い合わせ先など
県営住宅	異動、継続入居、退去手続きなど	☐	福島県県中地区県営住宅管理室 〒963-8566 福島県郡山市麓山1丁目1番1号 郡山合同庁舎北分庁舎1階 ☎ 024-935-1518
外国籍住民	在留カード、特別永住者証明書の返還など	☐	仙台出入国在留管理局郡山出張所 〒963-8585 郡山市希望ヶ丘31番26号 ☎ 024-962-7221
指定難病（特定疾患）医療受給者の方		☐	福島県県中保健福祉事務所（県中保健所）健康増進課 〒962-0834 福島県須賀川市旭町153番地1 ☎ 0248-75-7814
小児慢性特定疾病医療受給者の方	受給者証の返還など	☐	福島県県中保健福祉事務所（県中保健所）保健福祉課 児童家庭支援チーム 〒962-0834 福島県須賀川市旭町153番地1 ☎ 0248-75-7809 ☎ 0248-75-7810
運転免許証	返納	☐	須賀川警察署 〒962-0831 福島県須賀川市八幡町19番地7 ☎ 0248-75-2121（代表）
クレジットカード	解約	☐	各契約会社
固定電話・携帯電話	契約承継・解約	☐	
電気・ガス料金など		☐	
インターネット		☐	
NHK受信料		☐	フリーダイヤル ☎ 0120-151515 有料ダイヤル ☎ 050-3786-5003（IP電話などでフリーダイヤルがご利用にならない場合）
ケーブルテレビ		☐	各契約会社

亡くなられた方が会社員だった場合（参考）

亡くなられた方の勤務先において、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。詳しくは勤務先にお問い合わせください。

項 目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	速やかに	亡くなられた方が働いていた勤務先に提出する必要があります。
身分証明書（社員証など）の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は医療保険制度に加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽや勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	遺族厚生年金は、厚生年金保険の被保険者中または被保険者であった方が亡くなられたときで、その方によって生計維持されていた遺族が受けることができます。 10ページをご覧ください。

亡くなられた方が個人事業主だった場合（参考）

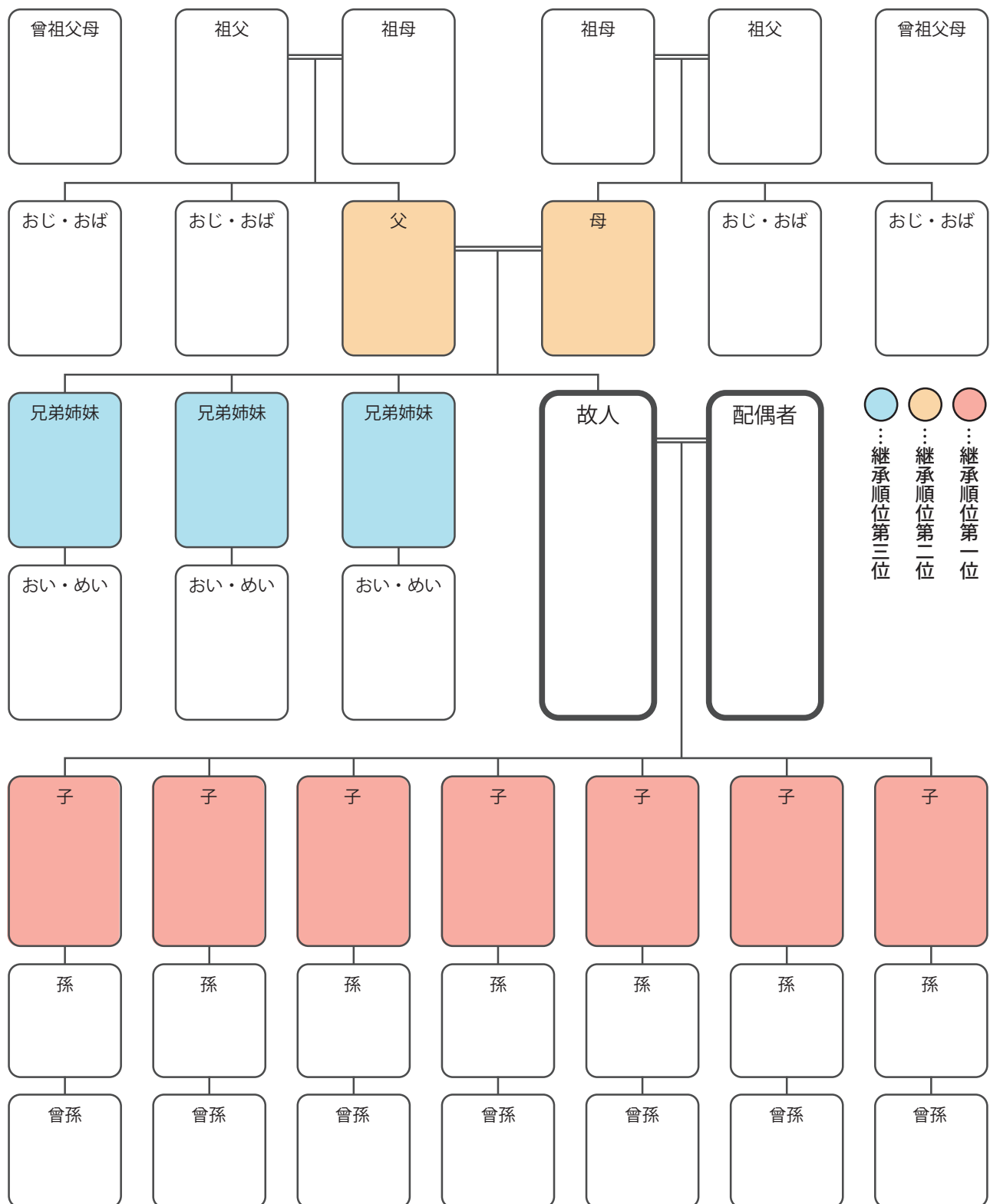
亡くなられた方が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。なお、事業承継する場合には、相続での手続きが必要です。詳しくは税務署にお問い合わせください。

項 目	期 日	備 考
個人事業者の死亡届出書	速やかに	税務署に提出します。
事業廃止届出書		
個人事業の開業・廃業など届出書	1 か月以内	須賀川税務署 ☎ 0248-75-2194 (自動音声案内)
給与支払事務所などの開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする年の翌年3月15日まで	

相続に関する手続き (参考)

項 目	期 日	備 考
相続人の調査、確定	速やかに	相続人を確定させるためには、亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。本籍地またはお住まいの市町村の窓口で請求してください。また、取得には関係性が確認できる戸籍謄本や理由を確認できる資料などが必要な場合があります。
遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、最寄りの公証役場で検索してください。
遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問合せすることで、相続財産を知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
遺産分割協議 (協議書の作成)		亡くなられた方や被相続人の預金通帳や郵便物から調査し、各事業者に問い合わせをしてください。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、市役所で「名寄帳」を取得してください。
相続放棄、限定承認	3か月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。
所得税の準確定申告	4か月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額や税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。
相続税の申告、納付	10か月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額 3,000万円+600万円×法定相続人の数
不動産(土地・建物)の相続登記	相続で取得を知った日から3年以内	令和6年4月1日から相続登記が義務化されました。期間内に法務局に申請する必要があります。

ご遺族メモ / 家系図(3親等内の親族)



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは、法務局のホームページをご覧ください。

ご遺族メモ / 故人の財産

不動産	所在地	名義人	持ち分	備 考
預貯金	金融機関名	支店名	金 額	備 考
その他の資産	名 称	内 容	保管場所など	備 考
借入金・ローン	借入先	金 額	返済方法	備 考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備 考
公的年金	基礎年金番号	種 類	受給金額	備 考
個人年金・企業年金	名 称	番号・記号など	受給金額	備 考
その他				

手続きチェックリスト

市役所での手続き

市役所以外での主な手続き一覧

その他の主な手続き

memo

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed blue lines.

memo

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed blue lines.

memo

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed blue lines.

株式会社 遊 楽

出張無料査定致します！

大切にされていた思い出の品々を
誠意をもって買取させていただきます！

！ご自身で処分する前に、このような時は！
お気軽にご相談ください。

整理の仕方が
分からない

不用品の整理

片付ける時間や
人がいない

お片付け

処分するのが
もったいない

遺品の買い取り

品物が多くて
運べない、
家族に迷惑を
かけたくない

生前整理

価値が分からない、
親族が大切に
していた物を
活かしたい

遺品整理

即日対応
いたします

秘密厳守



お見積もり・ご相談
出張費無料

☎0248-94-6105

株式 遊 楽
会社
須賀川市向陽町399

F A X : 0248-94-6105
営業時間 : 10:00~17:00
定休日 : 日・祝祭日

古物商許可番号
福公令251090001072号

おかげさまで創業89周年

地震に強い お墓づくりを。

お墓づくりには住宅のような国が定める建築基準の法律がありません。
墓石の耐震度は、設計・施工業者の考え方や仕事に対する思いに大きく左右されます。
関根石材店ならではの、大切なお墓を地震から守るシステムをご紹介します。

関根石材店の墓石が、地震に強い4つの理由

1

**地盤
改良工法**

地盤の状態に
合わせて施工

2

沈下抑制

極めて軟弱な地盤でも
沈下量を抑制し
不同沈下を防止
します

3

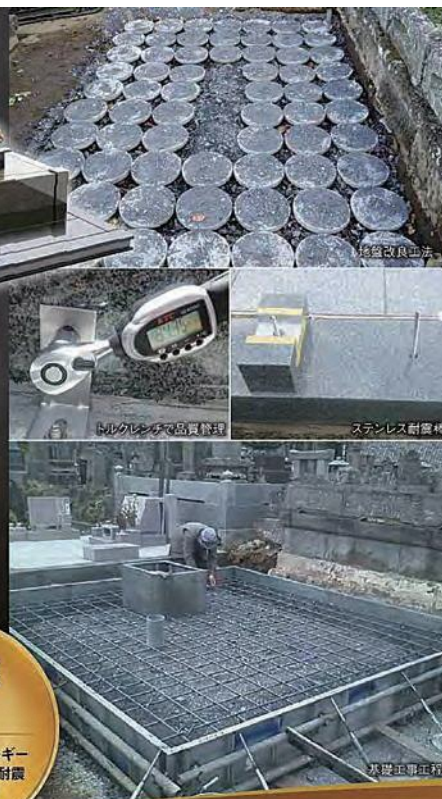
**支持力
安定**

液状化が発生しても
沈下せず、
しっかりお墓を
支えます

4

**吸耐震
効果**

地震の伝わるエネルギー
を抑え、お墓を守る耐震
効果があります



石のことなら“何でも”ご相談ください

デザイナーズ墓石



墓じまい



耐震リフォーム



関根石材店
STONE CRAFT SEKINE

〒962-0203 福島県須賀川市長沼字城影16-2

☎0248-67-3004

FAX: 0248-67-3888

営業時間: 9時~17時



ホームページはこちら

相続についての 全般のご相談は 当事務所へどうぞ



何をいつまでにすればいい？

相続税はどう調べるの？

「争族」がとても心配…

遺言書はどうすればいい？



突然訪れる様々なお悩みに
お客様の立場になって、全力でご対応いたします

相続での不安
ご心配なことは
取り合えずご連絡
ください

土地・建物の
名義変更登記も
他の士業との連携で
心配いりません

当方より
お伺いいたします
気軽に問合せを

税理士報酬は
税理士会規程
報酬準用で
明快 安心です

／ お気軽にお電話ください ／

税理士 行政書士 ファイナンシャルプランナー 宅建主任者資格

国井春吉税理士事務所

TEL : 0248-75-0960

福島県須賀川市岡東町125 受付時間／9:00～17:00（月～金曜日）

不動産に関するお手伝い

秘密厳守

無料査定

スピード対応

売却して
即現金化したい

空き家になるので
売りたい

残置物を
そのまま
買取してほしい

相続登記を
していないけど
売りたい

お困りでは
ありませんか？

鏡石駅から徒歩 3 分

有限会社 一里塚不動産

【受付時間】 月～金 9:00～18:00 土曜日 9:00～17:00

【定休日】 日曜祝日（事前予約で対応可能）

福島県岩瀬郡鏡石町本町 221-5 FAX: 0248-62-7178

<https://ichiriduka.com>

福島県知事 (14) 第 20025 号

お気軽に
お問い合わせください

☎ 0248-62-7172

LINEでもお問合せ
いただけます



本誌ご持参で、仲介の場合は手数料10%お値引き
買取の場合は買取金額3%アップ

2024年4月1日から相続登記義務化スタート!



スマホ・パソコンでご葬儀後の必要な相続手続きがすぐわかる!

オンライン1分無料診断

すべて1クリック! 簡単な4つの質問でわかる!

- ☒ 法定相続人は何人いますか?
- ☒ 遺言書はありますか?
- ☒ 相続財産の種類を選択してください
- ☒ 相続税の申告は必要ですか?

※質問の答えが不明な場合、不明を選択すれば手続きが確認できます。

オンライン1分
無料診断は
こちらから!



いい相続 1分診断



通話料無料

0120-992-467

受付時間 平日 9:00~19:00 / 休日 9:00~18:00

運営元: 株式会社鎌倉新書



えんの旅

想いと縁を旅に。
あなたの“叶えたい”から創る、
新しい旅行サービス

例えば
こんな旅

1周忌や3回忌に。
大切な思い出の
場所を巡る旅

子どもたちへ
プレゼントする
三世代旅行

自分へのご褒美に!
一人旅行で
自由な自己発見旅



まずはお気軽にご相談ください。ご予約・お問い合わせ



0120-302-282

受付時間: 9:00~18:00

HP: <https://en-no-tabi.jp>

詳しい情報は
ホームページ
をご覧ください



運営元: 株式会社ハウスポートクラブ 東京都江東区住吉1-16-13リードシー住吉ビル3F 当社は株式会社鎌倉新書(東証プライム上場、証券コード:6184)のグループ企業です。

遠くてなかなかお参りできない

子どもに負担をかけたくない

後継ぎがおらず今後が心配



いつかは「墓じまい」しなければいけない...

そのお悩み

お墓の引越し & 墓じまい くんにおまかせください!



日本全国どこでも対応

10,000カ所以上から最適な供養先を提案

専門スタッフが代行



お墓の引越し

& 墓じまい くん

お見積り・ご相談無料! まずはお気軽にご相談ください



0120-260-353

受付時間: 9:00~18:00 HP: <https://ohakahikkoshi.jp/>



運営元: 株式会社ハウスポートクラブ 東京都江東区住吉1-16-13リードシー住吉ビル3F 当社は株式会社鎌倉新書(東証プライム上場、証券コード:6184)のグループ企業です。

発 行 須賀川市

編集／制作 株式会社鎌倉新書

発 行 年 2024 年 6 月

